

2025 年 6 月

北谷町議会一般質問質問

玉那覇淑子議員

一般質問

■土地規制法について

【質問】

(1) 土地規制法は 2021 年 3 月に法案が閣議決定され、同年 6 月に国会で強行採決され可決・成立された。これまで注視区域指定・特別注視区域の指定は区域の変更を含めて 6 回にわたって行われている。本町は第 4 回の指定で西海岸線の一部を除きほぼ全域が特別注視区域に指定されている。この指定にあたって内閣府から説明はあったのか、また、指定に当たって本町として意見を出したのか。出したとしたらどのような意見で、その意見に対して内閣府からどのような回答があったか。またその回答は本町に直接なされたのか、それとも審議会で報告された「その他の意見と回答」一覧だけだったのか。

(2) 指定区域の土地所有者、居住者に対する内容説明や通知はされたのか、されていないとすれば今後する予定はあるか。また、内閣府に対して住民や法人に対する説明会を求めていく考えはあるか。

(3) 法 7 条法 22 条に関連して、本町は、国から情報提供を求められたことがあるか。対応はどうするのか。もし求められたとすればそれはどのような情報か。また、法 7 条にもとづく情報提供依頼か法 22 条にもとづく情報提供依頼か。法 22 条にもとづくものであるとすれば住民の個人情報の提供は義務ではないので拒否できると考えるがどうか。

(4) 本町の不動産価値や経済活動等の影響はないのか、また町としてそうした影響について調べる意向はあるか。また不動産関係者から不安の声や指定見直しの要望は上がっているか。

(5) 重要施設の機能を阻害する行為が判明すれば勧告・命令を行い命令に応じなければ罰則を科するとなっているが、国が示す本町の重要施設はどこで、どのような行為が「機能阻害行為」なのか。また現状はどうなっているか。

【再質問】

① 1 番 2 番についてですが、町民のほとんど、あるいは、法人においても土地規制法がいかなるものか、また、町内ほぼ全域が特別注視区域に指定されている事を知ら方々が大多数と考えます。本町居住の住民の体験の実例ですが、時系列で述べます。まず、①生前相続を受けるため、司法書士に相談の上、生前譲与を締結。②法務局へ名義変更、登記を済ませた。

③その後に土地規制法が定められていることを知って、自身の生前譲与の土地が気になり確認のため内閣府のコールセンターに問い合わせた。すると、契約前に事前届け出が必要だったと告げられた。さらに届け出を怠った場合、罰則があることを知らされた。⑤本人は土地規制法を知らなかったし、故意に報告を怠ったわけでは無い事を述べ、施行間もないことから罰則を科さないで合意し、遅延報告書を郵送で提出し手続きを終え、事なきを得たというのですが、担当の司法書士からは何の説明もなかったということです。ひょっとするとこのような事例が まだまだあるのでは無いかと考えます。このような事からも内閣府に対して住民や法人に対する説明会を求めている事は、町としての責務と考えると同じに内閣府は説明責任があると考え要望しますが町の見解を伺います。また、届け出をしていなかった場合の罰則の内容を説明ください。

② 法を知らなかっただけに不利益を被る事はあってはならないし、また、町民の財産を守る対場や経済活動に不利益を被ることがないように特別注視区域の見直しを求め続ける事を要望しますが見解を伺う。

③また土地規制法が一番問題と考えるのは、自治体への情報提供依頼です。自治体の長だけでなく、市民が互いに監視させられて個人や地域社会が分断されてしまうのではないかと不安があります。去る大戦を経験した多くの先輩方は、この時勢、今や戦後ではなく新たな戦前が来ていると異口同音に危機感を募らせています。

法第7条、「利用者等関係情報の提供」法第22条「関係行政機関等の協力」の条文を踏まえた上で、本町は個人情報を守る立場を貫いていただくことを要望し決意を伺い次に進みます。

以上